

本 庁
出 先 機 関

坂戸市SDGs推進本部設置規程を次のように定める。

令和2年5月12日

坂戸市長 石 川 清

坂戸市SDGs推進本部設置規程

(設置)

第1条 持続可能な開発目標（次条において「SDGs」という。）の達成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、坂戸市SDGs推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) SDGsの達成に向けた施策の推進に関すること。
- (2) SDGsの普及に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、総合政策部長、総務部長、市民健康部長、福祉部長、環境産業部長、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育部長及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部の下に、幹事会を置く。

2 幹事会は、本部の会議に付議すべき事案を検討し、及び調整する。

3 幹事長は、総合政策部長をもって充てる。

4 幹事は、総合政策部次長、総務部次長、市民健康部次長、福祉部次長、

環境産業部次長、都市整備部次長及び教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

6 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。
(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。
(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。